

# ゴールデンウィーク 期間中の診療について

今年のゴールデンウィークは10連休となりますが、  
当院では、地域医療提供の観点から、4月30日(火)  
と5月2日(木)は外来診療を行うことと致しました。

ただし、4月28(日)～5月6日(月・祝)の期間は祝日  
または日曜日のため、初・再診料、外来診療料等は4月  
30日(火)および5月2日(木)につきましても休日扱いと  
なります。従いまして、この両日の外来診療につきまして  
は、厚生労働省の通知に従い、休日加算を算定すること  
となりました。あらかじめご了承下さいますようお願い致  
します(4月27日は通常の土曜日のため対象外です)。  
皆さまのご協力をお願い致します。

4月 27日 (土)	28日 (日)	29日 (祝)	30日 (退位 の日)	5月 1日 (即位 の日)	2日 (木)	3日 (祝)	4日 (祝)	5日 (日・祝)	6日 (振休)
通常 診療	休み	休み	診療	休み	診療	休み	休み	休み	休み